

宮内公文書館の使い方——天皇及び皇族の実録等を使用した調査実例を通して——

丸山 寿典

一、はじめに

宮内公文書館（以下、当館という）は平成二十二年（二〇一〇）の開館以来、国立公文書館等の一つとして公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六六号。以下、「法」という）等の法令に基づいて運営され、所蔵資料を国民の利用に供している。しかし、当館の概要や利用方法について十分に把握していない利用者も多く、そもそもの基本的な事項等について照会を受けるケースも多い。

利用者の立場から当館について言及した書籍もあるが、^①ここでは「法」第二三条にある館の利用促進の趣旨により、当館の側からみた当館所蔵資料を使った調査に役立つ知識を紹介し当館利用者の利便に資することとしたい。そのための覚書として所蔵資料の概要を紹介した後、目録情報の見方、実録を使用した資料の探し方、その他よくある質問を解説する。

なお、当館の概要については、既に幾つか論文等がある^②ので、そちらに詳細は譲ることとして当館所蔵資料の概要を説明する。

二、宮内省・宮内府・宮内庁の業務と当館所蔵資料

当館に所蔵される資料は、概ね明治以降の宮内省・宮内府・宮内庁（以下、「宮内省」宮内庁」という）から移管されたものである。そこで、まず宮内省「宮内庁がどのような官庁なのか、整理しておく。また、当館が置かれる書陵部図書課についても併せて概説することとする。

(一) 宮内省「宮内庁の所掌事務とは

近代の宮内省は、明治二年（一八六九）の職員令によって設置され、昭和二十二年（一九四七）に廃止された。美濃部達吉によれば、大日本帝国憲法と旧皇室典範の下では、行政機関ではなく、宮中官として区別されていた^③という。宮内省、正確に言えば宮内大臣は、皇室の事務一切を輔弼することとされていた^④。皇室に関することは全て所掌していたかのようにも読めるが、実際には、皇室令の制定に際して枢密院の諮詢を経る場合も多く、いわゆる官務法の分野であっても、宮内省だけで皇室の事務が完結していたわけでは

ない。

宮内府は、昭和二十二年宮内省に替わって設置された行政機関であり、昭和二十四年に宮内庁に改組され、現在に至っている。宮内庁は、宮内庁法（昭和二十二年法律第七〇号）第一条第二項で「皇室関係の国家事務及び政令で定める天皇の国事に関する行為に係る事務をつかさどり、御璽国璽を保管する。」とされ、このうち天皇の国事に関する行為に係る事務については宮内庁法施行令（昭和二十二年政令第五号）第一条において「日本国憲法第七條第九号に規定するものに係る事務及び同条第十号に規定するものに係る事務（内閣総理大臣の定めるものを除く。）」となっており、皇室に関する事項であつても宮内庁が所管しない事項もある。

宮内省と宮内庁では、設置根拠や所掌事務が異なる部分もあるが、皇室のお世話を申し上げる機関であることには変わりはない。

（二）当館と図書寮文庫

宮内省・宮内庁の所管業務の概要は前述のとおりである。本節ではこれを踏まえて書陵部にある当館と図書寮文庫の違いを解説する。

宮内庁書陵部は皇統譜の調製、登録及び保管に関すること、陵墓に関すること、図書及び記録の保管、出納、複製及び編集に関すること、公文書類の編集及び保管に関すること、正倉院に関することを所掌する。⁵⁾ 図書課は書陵部に置かれ、皇統譜の調製、登録及び保管に関すること、図書及び記録の保管、出納及び複製に関すること、正倉院に関すること、公文書類の編集及び保管に関すること、国立国会図書館支部宮内庁図書館に関すること、書陵部の所掌事務で他の所掌に属さない事務に関することを所掌する。⁶⁾

現在、書陵部図書課には、資料を保存し閲覧に供する組織として、当館と図書寮文庫が置かれている。⁷⁾ この二つの組織の所蔵資料の性格の違いについて、一般的に当館所蔵資料は明治以降の文書類、図書寮文庫所蔵資料は前近代の古文書類と理解され、便宜的に庁内においてもそのように説明することがある。しかし、例外はあるが、当館所蔵資料は主に明治以降の宮内省・宮内庁から移管されたものであり、図書寮文庫所蔵資料は主に皇室由来の文書が書陵部に下されたものであることが原則である。この「明治以降の」というのは宮内省を修飾する言葉であり、要するに当館は律令を設置根拠とした宮内省の公文書は所蔵していないという意味である。平安時代の宮内省の文書について照会されたことがあるが、そういったものは所蔵していない。また、図書寮文庫の目録を検索してみると明治、大正、昭和はもとより平成、令和の刊写資料があり、他方で当館の目録を検索すれば僅かながら江戸時代作成のものがあるのがわかるであろう。この二つの組織の違いは、例外はあるが、文書がどこから書陵部に入ってきたかという点に重点があるのである。

もつとも、図書寮文庫所蔵資料の一部が当館開館後に特定歴史公文書等に編入されたものもある。後述のとおり、「明治天皇紀」等の記事の典拠となる文書類の写しや陵墓の管理・考証資料、式部職の典札や儀式の参考資料等、いわゆる公文書的内容のものがその代表的なものである。ただし、宮内省・宮内庁が業務上作成・取得したものであつても、図書寮文庫に残されたものがある。編修資料として作成・取得された古文書類の写しや森林太郎（鴎外）の図書頭時代に歴代天皇の諡号・追号の典拠を調査報告した「帝諡考」⁸⁾ 等である。一方、古文書の写しの類であつても、古代・中世に作成された勅撰和歌集の抄本等⁹⁾ が当館に引き継がれている。また、同内容のものが当館

と図書寮文庫の両方にあるなど、一概に線引きできないのが実情である。よく当館に照会があるものとして、古写真類、特に『明治の日本』^⑩所収の写真がある。これは図書寮文庫所蔵の「各種写真」^⑪からピックアップされた写真類であり、もともとは明治天皇に献上された写真帖である。これは図書寮文庫所蔵の資料となる。その他、行幸啓に関する写真等も図書寮文庫所蔵資料のものがあるので、明治以降の写真だからといって当館資料ばかり探しては、目的の資料にたどり着かない。その他、一見公文書らしくても皇室由来の文書であり、図書寮文庫所蔵となっているものがある。

法令上、当館所蔵資料は「特定歴史公文書等」とされ、図書寮文庫所蔵資料は「歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの」(以下「歴史的資料」という)^⑫とされる。それぞれの利用についても、特定歴史公文書等は国民の利用請求権の対象とされているが、歴史的資料等は行政サービスとして行われるものであって、その根拠は全く異なる。その他、特定歴史公文書等と歴史的資料等の法令上の扱いは全く別であって注意を要する。

(三) 目録の見方

「法」第一五条第四項は、国立公文書館等(宮内公文書館も含まれる)は「適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならぬ」としている。当館では、「書陵部所蔵資料目録・画像公開システム」^(https://shoryobukunaiho.go.jp/)として図書寮文庫や陵墓課の出土品の目録等と合わせ、当館所蔵特定歴史公文書等の目録を公開している。「法」第一六条第一項柱書はこの目録の記載に従い利用請求がなされるもの

図1 書陵部所蔵資料目録・画像公開システム

資料詳細 (宮内公文書館)	
	検索結果に戻る 次の検索結果へ>
① 識別番号	1
② 識別枝番号	-
③ 利用制限	全部利用 (ただし複製物)
④ 目録名称	幸啓録明治2 明治3年
⑤ 作成年	明治2~3年
⑥ 分類	大臣官房総務課
⑦ 簿冊情報	-
⑧ 作成・取得部局	宮内省
利用可能な複製物	-
保存場所	西書庫1階 総務課
媒体	紙
受入方法	引継
移管等部局課	宮内省大臣官房総務課
移管等年度	昭和6年度
画像	 <p>サムネイルをクリックすると別ウィンドウで画像閲覧ページを開きます。</p>

とされている。

図1はインターネット上に公開されている書陵部所蔵資料目録・画像公開システムの特定歴史公文書等の個別の情報が書かれているページである。この図により、目録に記載された情報の各項目について解説していく。

まず、①の識別番号と②の枝番号は、各資料にそれぞれ付された固有の番号である。識別番号は大まかなまとまりはあるが、資料の整理の過程で組み換えの行われる場合もあり、特に当館発足以前から所蔵されていたものについては、順番や番号の飛び方に過剰に意味をみいだすべきではない。また、「法」施行後に宮内庁から移管されたものは、移管元部局移管リストに沿って番号を付与している。

利用請求などは識別番号の記載があれば、それで足りることになっているが、記載ミスなども多く見受けられることから、チェックの意味でも利用請求の際は名称と識別番号を併記することを推奨する。

③の利用制限は、全部利用・一部利用・利用不可・要審査の4つがある。このうち全部利用と一部利用は簡便な方法による利用によりすぐに閲覧できる資料である。要審査となつている資料は利用請求書を提出したのち、利用決定を経て、全部利用・一部利用・利用不可のいずれかになる。注意すべき点として、一部利用とされた資料というと、いかにも全体の一部しか利用できないかのような印象がある。しかし、一語でも利用制限箇所があれば一部利用となる。つまり、ほとんど利用できる場合であっても一部利用とされるのである。

なお、利用制限箇所がある資料を利用する場合、そのページを袋掛けして提供する。その際に、ページ全体が利用制限される場合などを除いて、制限

箇所のみ黒塗りした複製物を添えて、利用制限箇所以外の情報を利用できるようにしている。

④の名称は資料の名称で、基本的には題箋や背表紙に記載された名称がそのまま付けられている。資料の名称については、後述する。

⑤の作成年は、その特定歴史公文書等が作成又は取得された年に関する情報である。当館所蔵資料の多くは暦年又は年度毎に同じ名称の簿冊が作られるのが普通であるので、特定の出来事の情報を探査する場合、実施された年がわかっているならばその情報が書かれた資料を見つけやすいのである。なお、台帳類はその台帳が締められた年を作成年とすることが原則となっている。

⑥の分類と⑧の作成・取得部局はともに資料が作成・取得された部局に関する情報であるが、性格が少し異なる。分類は利用者の便宜のために設けられたもので、例えば分類が帝室林野局となっているものは御料局、帝室林野管理局、帝室林野局という名称が変わりつつも連続した組織の文書を網羅している。一方、調査課となつているものは、大臣官房調査課のほか調査課と併設されていた時期もある参事官室作成の文書等も併せて分類されている¹³⁾。

また、編修局・編修委員会も、同時に設置されていた明治天皇紀を編纂していた部局である臨時帝室編修局と、大正天皇実録を編纂していた図書寮内の部署である大正天皇実録部という、本来は別の官署を一つの分類にしているのである。以上のとおり、繰り返しになるが、分類は、似たような業務を行っている組織の書類を網羅的に把握するには便利だが、あくまで利用者の便宜のための目安以上のものではない。

名称のところでも述べることも重複するが、重要なものは作成・取得部局で、これは、例外はあるが、実際にその文書を作成・取得した部局である。前述

のとおり、同一又は類似する名称の資料であっても、作成・取得部局を参照することで、ある程度内容が特定できるのである。

⑦の簿冊情報はその他参考情報である。シリーズの冊数、図書寮文庫から編入された資料で特定歴史公文書等になったものには図書寮文庫所蔵資料時代の函架番号、内容に関する注記等が記載されている。なお、この欄にある写というのは必ずしも書写ないし写本という意味ではなく、オリジナルとして執筆されたという意味の場合があるので要注意である。

なお、当館では現在「恩賜録明治三〇六年」（一八五）などから順次資料毎の目次情報も掲載しており、今後ますます利用するにあたっての利便性が向上していくはずである。

（四）資料の名称の沿革及び注意点

前節で触れた資料の名称については、その沿革や間違いやすい名称の資料の概要を知っておくと、当館利用に資するところが大きいと思われる。

宮内省の公文書の保存管理に関する規定には、いくつか重要な規則等があることが知られているが、¹⁴その中で現在残されている特定歴史公文書等を利用するにあたって最も有用なのは「公文書類保存期限ノ区別及編纂簿冊名」（大正二年大臣決裁。大正七年改定。以下、「区別」とする）¹⁵である。

資料の名称は、図書寮・書陵部において最終的な製本が終了しているものに対して「区別」に基づいて付され、それ以外のものに対しては現部局から移管されたときの名称が付されているものが多い。この「区別」は名称とともに保存年限や編綴する公文書の内容なども定めており、資料の検索に有用である。また、この「区別」が昭和二十二年に皇室令の付属法令として廃止

された後も、慣例若しくは前例として名称の付され方や各部局での公文書類のまとめ方に影響が強く残り、宮内庁となってから作成・取得された公文書類についても「区別」に近い形で編綴された公文書も多く見受けられる。更に、「区別」では保存期間も定められていたので、後述の「進献録」のように保存期限が満了し廃棄されたと思われる公文書もある程度どのような公文書が作成されていたのか等が推測できるのである。ただし、「区別」に定められた保存期間にかかわらず、何らかの理由で保存され、当館所蔵資料になっているものも見受けられる。また、「区別」で永久保存の公文書とされたものは重要書類とされたものであり、茶表紙を付した製本まで完了しているものがかなり多いのである。

宮内省の各部局がそれぞれの職掌を担い、それに基づいてそれぞれの公文書が作成保存されたということが「区別」によってわかるのである。なお、「区別」に基づいて付された名称及びこれに倣って付された名称で内容がわかりにくいものや、他の簿冊と混同しやすいもの等注意すべき特定歴史公文書等の名称としては、以下のものがある。

「御用度録」と「用度録」は、ともに分類が調度寮の資料である。名称が似ており、一見「御用度録」は御料物品、「用度録」はそれ以外の物品に関する書類で使用者による区別がされているのかと思うが、そうではない。「区別」によれば、「御用度録」は「御服宮廷用什具、文房具、書籍、図画竝宮殿用什具ノ購入、供給、修理ニ関スル書類ヲ編次ス」るものとされ、「用度録」は「行幸啓、外賓接待及臨時ノ用度ニ関スル書類ヲ編次ス」るものとされ、要するに対象となる物品の使用用途により編次される簿冊が異なるのである。なお、「区別」によると大正期の東宮職でも「御用度録」が編次されていた

ようだが、これは当館では所蔵されていない。「區別」に記載のある資料がすべて当館に引き継がれているわけではない。

「御写真録」は名称からすると写真アルバムのようだが、そうではなく、「御写真ニ関スル書類ヲ編次」したものである。御肖像写真の下賜や返納、紛失の報告に関する書類を編纂したものであり、写真類は例外的なものを除き含まれていない。分類が大臣官房総務課、長官官房総務課のものほか、東宮職にも同名の資料がある。両者の違いは何方の御肖像の御写真に関するものかということである。

「幸啓録」は、「行幸啓ニ関スル書類ヲ編次」したものである。名称はわかりやすいが、この資料がわかり難いのは類似した資料が多くあるということである。「幸啓録」は分類が大臣官房総務課・長官官房総務課の資料だが、この他に侍従職に「行幸録」があり、東宮職と皇太后宮職には「行啓録」がある。行幸啓を実施する場合、皇室の対外的な部分を受け持つ長官官房総務課につながる部局と側近部局のそれぞれの役割がある。同じ行幸啓について、それぞれの部局において記録すべき事項が異なるため、各部局で同じような名称の資料が編まれても、それぞれの部局により記録すべき内容が異なるのである。これにより、同じような名称の資料が各部局で作成され、現在当館に保管されることになったのである。ただし、侍従職の「行幸録」や皇太后宮職の「行啓録」は「區別」に規定されていない。なお、このほか式部職や内大臣府にも行幸に関する資料があり、内匠寮にも行幸関係の施設整備に関する資料がある。行幸啓は省を挙げての一大事業であったことが窺われよう。おって、総務課の「幸啓録」でも昭和期の東宮職設置後の「(皇太子殿下行啓の部)」や「(皇太子同妃両殿下行啓の部)」等は東宮職から総務課へ

の行啓の通知文が内容のほとんどを占めるので、総務課系統の「幸啓録」の中では異色の内容となっている。この他、内廷皇族以外のお成りは、宮内省時代は宗秩寮の「皇族御旅行録」や大臣官房総務課の「皇親録」に記事があるが、公的な旅行の届出等のみが扱われており、単なる行事御参列、私的御旅行や御軍務による御移動等は網羅されていないので注意を要する。宮内府になって以降の主に公的なお成りは「皇族御身分録」や「皇族御動静」に記録されている。

「進献録」は、現在の長官官房総務課につながっていく部局の献上に関する記録である。名称に関しては注意を要するところはない。ただし、平成に入ってから資料の一部が「進献録」となっている。特に「進献録」と内容が違うわけではない。なお、「進献録」は、「區別」では永久保存の公文書とされており、当館所蔵資料としては明治三十六年以前の資料は見当たらない。また、現存する明治・大正期の「進献録」には廃棄と書かれた印が押されているのも、本来は「區別」に従って廃棄予定だったものが何らかの要因によって残されたものであることを物語るのである。おって、御即位や御結婚など特別な慶事や行幸啓の際の献上は「進献録」ではなく「大礼録」や「御婚儀録」、「幸啓録」など別のシリーズの中にまとめられている。

「恩賜録」は「御救恤及褒賞ニ関スル書類 祭費、幣帛、神饌、供物ノ下賜其ノ他恩賜及手当金賜与ニ関スル書類ヲ編次」したものである。宮内府になって以降、「恩賜録」に相当する資料は「賜与録」に名称が改められたが、徹底されず、結果として同じ年の同じシリーズに、「恩賜録」と「賜与録」(一部それ以外の名称のものもある。)が入り混じる状況となっている。

「贈賜録」は「贈進、賜与ニ関スル書類ヲ編次」する。「區別」では東宮職

の公文書として掲載されているが、昭和になってからは侍従職や皇太后宮職の公文書として作成された。「恩賜録」や「賜与録」と似た名称・内容ではあるが、贈進、賜与の相手方が皇族・華族・宮内官等となることや支出科目、決裁ルート等が「恩賜録」や「賜与録」と大きく異なるのである。

「進退録」、「工事録」、「重要雑録」等は名称から内容を連想しやすいが、いろいろな部局に同名の資料群がある。同名の資料なので基本的な内容には共通点もあるが、それぞれの部局に特化した情報が記載されている。「進退録」であれば、秘書課や人事課等の簿冊に宮内省全体の人事が記録されており、それ以外の各部局にはそれぞれその部局の人事が細かなものまで載っている¹⁶。「工事録」であれば、京都事務所の工事録は京都事務所管内施設の中小工事、諸陵寮・陵墓課の工事録は陵墓における中小工事を、内匠寮の工事録には大規模な工事や宮城その他の工事等を取り扱っている。「重要雑録」も闇雲に何でも収録しているわけではなく、部局によって「重要雑録」にどのような種類の決裁文書を保存するのかがある程度決まっている。

「内廷録」は、「御璽、国璽、詔書、勅書其ノ他内廷ノ機務ニ関スル書類願書及び請願ニ関スル書類」である。単なる「内廷録」は「御璽國璽ヲ尚藏シ及詔書勅書其ノ他内廷ノ文書ニ關スル事務ヲ掌ル」とされた内大臣府に提出された請願書の処理が主な内容となっている。この他に「第〇内廷録」(〇には漢数字が入る)があり、これは御璽、国璽の使用記録であり、明治期の「鈴璽録」と同様の内容である。これも名称から内容が連想しにくい。なお、内大臣府は宮内省とは別の官庁であるが、「区別」に記載があることから特に取り上げた。

また、「立案書類綴」も名称から内容がわかりにくい。これは管理部管理

課系統の国有財産の用途廃止や取得に関する書類である。「立案書類綴」は「区別」にはない戦後の資料であるが、名称について照会があるので特に記載しておく¹⁸。

以上の例を見てわかるように、「区別」における名称と作成部局は現在の目録上の名称につながる重要な要素として結び付けられている。この両者を把握していれば、大体どの資料のシリーズに目当ての記事が収録されているかわかりやすいはずである。

「区別」に規定された簿冊名の資料は各部局の主要な業務を集積したものであり、製本も優先的に行われている。また、「贈賜録」のように「区別」により保存されていない公文書についてもその内容や現存していない理由もある程度推察できるのである。

昭和二十二年に皇室令とその付属法令が廃止された。これにより、いわゆる官務法の体系はなくなった。「区別」も廃止になったが、宮内庁の公文書の分類・保存においては、その後も大きく影響を残した。

また「区別」の制定前に作成・取得された公文書も、製本の際に「区別」に合うように名称が変更されたと思われるものも多い。

「区別」の内容を把握していると、「区別」の制定前やいわゆる官務法の体系の廃止後の資料についてもあたりがつけやすくなるのである。

なお、明治期に関しては、宮内省の公文書を複製しジャンルごとに編纂した「帝室例規類纂」が作成されている¹⁹。原本にあたる公文書に収録されていない、即ち散逸した記事が、これには掲載されている場合がある。

三、当館の特徴と類型

当館所蔵資料がどのような由来と特徴を持つのかは前述のとおりだが、さらに類型によって当館所蔵資料の分類ができそうなので、試みとしてここに記しておく。

(一) 当館所蔵資料の類型

当館所蔵資料がどのような種類の資料があるのか大掴みにいえば、①典型的な公文書、②明治天皇御手許書類、③編纂物と編纂資料、④陵墓資料があり、さらに別枠で⑤図書寮文庫旧蔵資料とそれぞれ仮に名付けておく資料群がある。その概要は以下のとおりである。

まず、①のいわゆる典型的な公文書がある。これは、公文書と言ってすぐに頭に浮かぶような宮内省／宮内庁という役所の活動を行うための決裁書類等である。ここで注意すべきことは、前述のように、宮内省／宮内庁は一貫して皇室のお世話を申し上げる官庁である。その公文書は、皇室の御活動を円滑にするための記録となるものである。また、宮内省／宮内庁は、業務の性質上、拝謁や下賜などのように皇室の方々と一般の国民等を直接結び付けることを多く扱う。このため、宮内省／宮内庁の公文書には一般の官庁の残す公文書よりも個人情報が多く含まれており、特に業務に必要な時は、一般の公文書には記録されないような、皇室の方々やその他の人々のプライバシーベータな情報が記録されていることもある。また、一部の資料は製本されていない。おつて、一つのトピックで一件の特定歴史公文書等が構成されているも

のがあり、目録をキーワードで検索をすると目を引くが、これらは前後のつながりや位置づけが推定しにくいいため、利用するには慎重を要する。

次に②の明治天皇御手許書類は、天皇の御手許にあげられた決裁書類や御説明に使われた資料である。これは、宮内省以外の官庁や民間から送付されたものが多い。内大臣府で取得した資料群であつて、宮内省由来の公文書とは性格が異なる。法律や予算の案文、情勢を説明する資料、各所からの賀表等が含まれる。これには他官庁からの報告書類も含まれるので、軍事関係の内容のものなどもある。御手許から書類が下された後、内大臣府で保管されたものである。のちに内大臣府の機能が侍従職に引き継がれたため、内大臣府で保存されていた資料も侍従職に引き継がれ、更にこの資料が書陵部に引き継がれた。目録上では明治天皇御手許書類と分類されているが、厳密に言えば明治期の書類だけでなく大正期のごく初期までの書類を含む。それ以降は書類の扱いが変わり、御手許書類が内大臣府で集積保管されなくなったように、当館所蔵資料には大正以降の天皇の御手許文書は見当たらないのである。この類型の特徴として簿冊として編綴されておらず、一件で一つの特定歴史公文書等を構成しているものが多い。また、写真類も多い。この類型の特定歴史公文書等は原則としてデジタルアーカイブ化されており、インターネット上で利用が可能である。なお、御手許書類はいくつかのグループに分かれ、当館に移管されなかったものもある。²⁰⁾

③の編纂物と編修資料は、『明治天皇紀』や『大正天皇実録』等の実録等、或いは「現行宮中行事調査部報告」等の各種編纂物とその典拠資料として蒐集された資料類である。実録等の編纂資料には広く私文書や刊行物の写し、他官庁の公文書なども多く含まれるのが特徴である。これには、後で触

れる⑤の図書寮文庫旧蔵資料が多く含まれる。

④の陵墓資料は陵墓課において行っている陵墓の考証や管理に関する資料である。「法」施行以前は陵墓課で管理されていたもので、当館所蔵資料としては例外的に中世の古文書の写しや近世地方文書の写し等を多く含むのが特徴である。諸陵寮のラベルが貼ってあるが、戦後になって書陵部陵墓課が作成・取得した公文書も含まれている。なお、陵墓の治定⁽²¹⁾に関する資料は⑤の図書寮文庫旧蔵資料で陵番号が付されていたものもあるが、次に述べるとおり、やや性格が異なる。

⑤の図書寮文庫旧蔵資料は類型というよりは、由来による区別になるので、今までの四つの類型とは性格が異なるが、便宜的にここで紹介する。これは、図書寮文庫所蔵資料であったもので、平成二十三年に当館所蔵の特定歴史公文書等として引継がれたものである。前述のように、それぞれ四つの類型に近いもの選ばれて移管されたようである。勘註（陵墓治定の考証・決定の過程をまとめたもの）、「明治天皇紀」や「大正天皇実録」の資料稿本、「明治天皇紀」の典拠で外部資料の写し、明治当初の外国の儀典や制度の調査参考資料などが含まれる。ただし、当館への引継当時の個別の資料の引継については前述のとおりである。これらの資料は目録の備考欄に旧函架番号が記載されているので、『和漢図書分類目録（上下・索引・増加）』（宮内庁書陵部 一九五二～一九六六年）等での検索に対応している⁽²²⁾。

(11) よくあるレファレンス①（当館に所蔵がないもの）

ここで、よく問い合わせがあるが、当館が所蔵していない資料をいくつか紹介する。

ここまでの説明を踏まえ、本題の当館所蔵資料にはほとんど見られないものの類型を幾つかあげてみると以下のものがある。

まず、個人文書である。当館の経緯については先述したとおりだが、その所蔵資料の性格からして、当館において個人文書がほとんど所蔵されていないのは明らかであろう。

宮内官や宮内庁の官僚が個人的に作成したいわゆる私文書は例外を除き当館では所蔵していない。例えば、昭和三十一年にエチオピア皇帝が国賓として来日した際に、当時の松平式部官長は自らホテルに泊まってお泊り所を選抜したとの逸話を裏付ける資料はないかとの照会を受けたことがある。しかし、これは宮内庁の命令があつて行われたものではない。このため、これにかかる記録は当館には見当たらなかった。また、皇室の方々の私文書も同様である。

次に、宮内省／宮内庁の系譜に属さない組織の公文書である。その中でも、特に問い合わせが多いのが、旧軍に関することである。

例えば、侍従武官府は名称や宮中に置かれる機関とされていることから、宮内省の関係機関と誤解されるが、軍の関係機関であり、その設置は勅令でなされている。あわせて確認しておきたいことは、これもまた誤解されやすいが、勅令は皇室典範以下の宮務法の体系ではなく、憲法に連なる国務法の体系に属するものである。侍従武官府は宮中の機関ではなく府中（政府）の機関なのである。このため、侍従武官府の記録は通常宮内省には引き継がれない。同様に、皇族等の御付武官の作成した書類、帷幄上奏された文書や近衛連隊の文書なども当館に所蔵はない。

軍関係では、出撃前にふるまわれたという恩賜の酒や「空の勇士」に歌わ

れた出撃前の恩賜の煙草などに関する問い合わせも多い。しかし、これも宮内省で行ったものではないため、宮内省の公文書には原則として出てこない⁽²³⁾。御文庫附属庫の築城や防空壕の掘削、皇居内の高射砲陣地の構築の記録なども軍が行った事業であるので当館にこれらの記録は見当たらない。ただし、防空事業でも御文庫の建築や京都御所の建物疎開、一般職員が入るための防空壕掘りなどは、宮内省において行った事業もあり、これは当館に資料が所蔵されている。

また、戦前に外国から船舶（ヨット等）を皇室に引き渡した記録はないかとの問い合わせも複数寄せられた。これらの多くも皇室がお買い上げになったわけではなく、海軍が軍艦を購入したことが、現地で訛伝したのではないかと思われるものが多い。こういった軍艦の購入の記録も当館には原則として見当たらない。

なお、明治二十三年から翌年にかけての裁判所の判決文には「天皇ノ名ニ於テ」という語句が挿入されていたが、これも宮内省と直接的な関係はなく、当館所蔵資料には通知や参考資料として送付されたものを除いて、これらの判決文も所蔵されていない。これは司法文書である。

幾つか例をあげたが、要するに、主管している機関がどこなのか、どこが行った事業なのかということが当館に所蔵されている資料かどうかにとつて重要なのである。当館所蔵資料は、宮内省／＼宮内庁の運営に必要な情報が集積された公文書がほとんどであり、宮内省／＼宮内庁以外の組織や個人の作成・取得した文書は例外的なものを除き所蔵されていないのである。

旧憲法の時代においては、国の事務といわゆる宮務法を根拠とする宮内省の事務は、ほぼ画然と区別されており、旧憲法下で作成された公文書等で当

館所蔵のものは原則として宮務法にその根拠をもつものがほとんどである。この点も国立公文書館とは別に当館が設置されている理由の一つと言えよう。一方、宮内省／＼宮内庁が作成取得したにもかかわらず他機関が保管することとなったため当館に所蔵されていない資料もある。

代表的なものは戦後の宮内省の縮小・解体に伴い、事後に事業を継承した機関に移管された資料である。帝室林野局、学習院、皇宮警察、帝室博物館などは宮内省廃止までに分離されたが、これらの後継の組織に必要な書類も書陵部で保管されていたものはそれぞれの組織に移管された⁽²⁴⁾。その後も必要な公文書類には細かい出入りがあり、一部書陵部に戻ってきたものや、更にその後他機関に移管されたものなどがある。

その中でも、帝室林野局とその前身機関の公文書はかなり複雑な残存状況になっている。本局の書類は当館に引き継がれているものが多いが、林野庁に引き継がれたものがあり、更に地方機関の公文書は北海道立文書館に所蔵されているもの⁽²⁵⁾のほか、農林水産省やその関係機関を経由して国立公文書館に所蔵されているものなど、各地に特定歴史公文書等として分散していることが知られている。

これらとは別に、「法」施行以前に宮内庁内で保管していた公文書等を他機関に移管した例もある。

国立公文書館所蔵の「極東軍事裁判関係資料」は式部職で管理されていた資料を昭和四十九年に国立公文書館の求めに応じて移管したものである⁽²⁶⁾。

また、防衛研究所所蔵の「千代田史料」は、元明治天皇御手許書類であった軍関係資料を昭和三十四年に宮内庁から移管したものである⁽²⁷⁾。

この他、内匠寮が様々な建築物の設計をしたことが知られているが、設計

委嘱により設計された建物に関する書類、言い換えれば宮内省外で行われた設計業務に関する書類も当館には移管されていない。朝香宮邸の建築関係資料は庭園美術館に引き継がれているようなので、こういった種類の資料は発注者に引き渡されたものと思われる。

このほか関東大震災や先の大戦後の混乱の中で滅失した資料もあるが、これも残された公文書からある程度何が失われたかを推測できるのである。⁽²⁸⁾

また、宮内庁の作成取得する公文書は、現用文書と特定歴史公文書等の性格が近い。作成してから一〇〇年近く経っていても、引き続き現用文書として活用されている例も多い。国立公文書館等の中で、移管元利用件数が突出して多いのは、当館が所蔵する特定歴史公文書等に現用性が色濃く残っているからと言える。この資料の特性も、当館が国立公文書館とは別に宮内庁の中の機関として置かれている理由の一つでもある。

(三) 『明治天皇紀』等を利用した調査の実例

当館所蔵資料を利用した調査を行うにあたって、明治以降の歴代天皇・皇族の御事蹟や宮内省・宮内庁等の動向を掴むだけでなく資料の特定を行う上でも、『明治天皇紀』（吉川弘文館 一九六八～一九七七年）や『昭和天皇実録』（東京書籍 二〇一五～二〇一九年）など、宮内省・宮内庁の作成した編纂物を利用する方法が効率がよい。以下、その方法を取る場合の留意点を示す。

前提として、公刊資料やその他公開されている資料で下調べをしてから、当館に目的の情報に記載された資料名を問い合わせただくのが効率的である。公文書は一次資料であるから、ある程度慣れない場合は、いきな

り当館所蔵資料に手を付けても調査効率はあまりよくない。

最近では官報や国会議事録がインターネット上で公開され、『宮内省省報』（ゆまに書房 一九九八～一九九九年）も出版されており、また新聞の記事検索なども便利になっているから、単にその事項があったかどうかを確認したい場合はそれらでも確かめられる。特に国会議事録や新聞記事には、公文書に現れない宮内庁の見解等が記録されている場合がある。

御事蹟については、歴代天皇の関係される事項は、宮内省や宮内庁が編纂した御歴代の実録や紀から辿っていくのがよいのである。

宮内庁では、実録とは、「天皇や皇族の御事蹟を確実な資料に基づき編年体で記した年代記」として⁽³¹⁾いる。一般的には実録は御対象の御起居を記録したもので、これよりも広く社会の動きなども記載されているものが紀とされているが、ここでは紀と実録の違いについて深く触れない。ともかく、『明治天皇紀』も実録の一つとしてあげられているのである。

『明治天皇紀』などの実録は二次資料であることは論をまたない。『明治天皇紀』を例に取れば、各記事には典拠資料が存在する。図2に示したとおり、各記事の尻付に小さな活字で記載されている資料名があるが、これがその記事の典拠資料の名称である。この典拠資料の少なくとも参照された部分は、編纂者にとって確実な資料として採用されたものということになる。典拠資料名はこの尻付で判明するが、注意を要する点が二点ある。第一点は編纂時と名称が変更されている資料があることである。例えば、「宮室録」として引用されている内容が現在は「土地建物録」に収録されており、「本省指令達」として引用されている内容が現在は「恩賜録」に収録されているといった具合である。

図2 明治天皇紀

伊太利・佛蘭西各國の軍艦、飾旗・登桁・祝砲の禮を行ふ、九時端艇に移御あらせらる、各國軍艦更に祝砲を發し、龍驤・春日の二艦亦飾旗・登桁の禮を行ひ祝砲を發す、時に風浪益々烈しくして、供奉官及び護衛諸艦長の端艇は御船に續ぐ能はず、之れがため十時上陸あらせらると雖も儀衛整はず、埠頭より徒歩にて神奈川縣廳源横濱役所に入りたまふ、侍從二人御旗を捧持して前行し、宮内卿徳大寺實則・侍從長河瀬貞孝・宮内少輔吉井友實・同少丞兒玉愛二郎の四人扈從するのみなり、午後五時縣廳使用の馬車に駕して御出門、假運轉中の汽車にて横濱停車場を發し、六時四十五分品川停車場に著したまふ、太政大臣三條實美以下參議・諸省長官・廳官間祇候等奉迎す、龍驤・春日の二艦、横濱港より轉航し來りて飾旗・祝砲の禮を行ふ、八時三十分馬車にて皇城に還幸あらせらる、五月二十三日東京發轅より日を計ふれば四十有九日、其の海路を算すれば約千八百哩、時炎暑の候に際すと雖も、玉體愈々清安、聖意益々盛にして、到る所風俗・民情を察し愛撫の歡慮を垂れたまふ、人民感仰悦服して復古の盛業を謳歌せざる者なし、○太政官日誌、巡幸日誌、御還幸日誌、宮内少輔日誌、青山御所納戸日誌、隨幸私記、北條氏恭親記、櫻仁

親王御日記、西編隆盛日記、嵯峨實愛日記、兒玉愛二郎談話

十三日 皇太后鯉魚一折を獻り、天皇亦各地の産物並びに鯉魚一折を皇太后に贈進したまふ、親王及び百官參内して還幸を賀したてまつる、二十日、午後二時皇太后皇城に行啓、親しく還幸を祝し

皇城に還幸

戻付

明治五年七月

七三一

第二点は、原本や写本が当館にない場合や、そもそも原本自体が滅失している場合があることである。しかし、この場合には、「明治天皇御紀資料稿本」(八〇一〇一〜八〇三四六、八〇四一四〜八〇五一二)に典拠となった部分の抜き書きが収録されている。³²⁾ 同資料は、まず日付又は項目ごとに綱文が置かれ、そのあとに典拠となった部分の抜き書きが収録されている、『大日本史料』や『孝明天皇紀』、『天皇皇族実録』と同じようなスタイルで構成されている。「明治天皇御紀資料稿本」は一三四五冊もあり、今のところ目録ではどこにその日付の記事が入っているか記載されていないが、実際に取り出せば、すぐに記事の箇所の特定はできるので、調べたい事項が判明している場合は館に問い合わせていただきたい。「明治天皇御紀資料稿本」の積極的

利用については野村玄が提唱しているが、これまであまり注目されていなかった。しかし、手軽に一次資料に当たれる点や、宮内省がどのような記述を確実な資料として採用したかがわかることから、原資料へのレファレンスとしても便利である。

例えば、図2の『明治天皇紀』の明治五年七月十二日条には明治天皇が初めて鉄道に御乗車になったとの記事があるが、「明治天皇御紀資料稿本」で同記事の典拠を調べると、「巡幸日誌」が出典であることがわかる。この資料名をウェブ上で検索すると現在国立公文書館に所蔵されており、デジタルアーカイブで公開されていることが知れるのである。このように「明治天皇御紀資料稿本」を使うことにより、当館以外の資料にたどり着くことも容易になる。

ただし、『明治天皇紀』と「明治天皇御紀資料稿本」の関係は単純な綱文とその典拠資料集という関係ではなく、「明治天皇御紀資料稿本」にある綱文が『明治天皇紀』の本文とは異なることが多いほか、典拠としてあげられている資料が異なる部分もあるようで、本格的な研究が待たれるところである。

なお、『明治天皇紀』には刊行本のほか当館所蔵資料が何種類もあり、それぞれ微妙に内容が異なっている。刊行本と旧函架番号H-2のシリーズを見比べてみたところ、管見では約二五〇箇所の相違点が見受けられた。相違点は誤記の訂正、明治天皇の御一身にかかわらないことや些末事項、条約締結の項目等が削られ、記述が整理されている点等があるが、大きく内容が変更されている箇所はないようである。

『大正天皇実録』(ゆまに書房 二〇一六〜二〇二四年)と『昭和天皇実録』

も『明治天皇紀』と同様の構造をしている。

「大正天皇実録」は「明治天皇紀」と並行して編纂されており、昭和天皇に奉呈されたのも「明治天皇紀」に先立っている。このため、引用されている資料の名称に関して『明治天皇紀』と同様の問題がある。『大正天皇実録』にも資料稿本があるが、⁽³⁵⁾「明治天皇御紀資料稿本」とは違い、典拠資料のすべてを網羅していない。

『昭和天皇実録』にも典拠資料名が変わってしまったものがあり、一部の「賜与録」からの引用が「恩賜録」と記載されていることを確認している。これは前述のとおり資料採集時には「恩賜録」という名称だったものがのちに製本される段になって「賜与録」とされ、結果として目録と典拠資料名に齟齬が出たものと推察されるのである。

また、「貞明皇后実録」と「昭憲皇太后実録」の本文には尻付がない。これは現在「貞明皇后実録」「昭憲皇太后実録」とされているものは実は抄本であり、稿本とされているものが本来の正本だからである。⁽³⁶⁾『孝明天皇紀』(平安神宮一九六七～一九八一年)のような出来事について年代順に項目を立て、典拠となる史料を列挙する形がこの二つの実録の本来の姿であり、本来の正文である「稿本」を見れば、典拠の参照ができるのである。

「明治以後皇族実録」もこれらの皇后実録の本来の正本のスタイルで書かれており、典拠も参照が容易である。しかし、「明治以後皇族実録」は当館への宮家の文書の引き継ぎがない等の理由で当館所蔵史料を典拠にした記事は少なく、記述自体も全体的に簡略である。

また、宮内庁とは別に各宮家や旧宮家からも実録に近い年譜類が刊行されているが、これらにもほとんど現在当館に所蔵されている資料は使用されて

いない。宮家や旧宮家で作成取得された文書が当館に入ることは非常にまれである。

これらのほかに『天皇皇族実録』(ゆまに書房 二〇〇六～二〇一九年)と『四親王家実録』(ゆまに書房 二〇一五～二〇二〇年)がある。前近代の皇室の方々の事蹟で典拠も古文書類が多いが、英照皇太后お始め明治・大正・昭和にかかる皇族方の御事蹟も一部含まれている。スタイルは『孝明天皇紀』と同様になっている。

なお、朝鮮王公族実録(正確には王族及公族実録。「李太王実録」「李熹公実録」「李垞公実録」)は評伝のような本編に典拠となる資料を集めた別冊が何冊か附属する形で、他の実録等とはかなり毛色の違うものとなっている。なお、「李太王実録」は「朝鮮王朝実録」の「高宗実録」とは内容が異なる。⁽³⁷⁾

(四) よくあるレファレンス(その他のよくある質問)

歴代天皇・皇族の御一身にかかわる調査は実録から辿っていくのがよいことを紹介したが、皇室にかかわらない事項についての調査も多い。よく照会があるものとして、先祖の履歴調査がある。

先祖探しは西洋の公文書館の使用目的としてはポピュラーなものとされているが、⁽³⁸⁾当館においても宮内省に関連のある人物であれば関連する公文書がある可能性がある。

華族と宮内官の叙位・叙勲の申請と叙爵は宮内省が取り扱うが、このように実際に各人の履歴書等が提出され、それが保存される場合もある。なお、華族に関しての注意点としては、宗秩寮は、戸籍や家系等の管理による華族の身分異動や世襲財産の設定、貴族院の選挙管理、華族の懲戒などを行う部局

であって、基本的に皇室に関わらない活動に関しては宗秩寮ないし宮内省では取り扱わない。

宮内省の職員については、前述した採用・退職・出張などをまとめた「進退録」に履歴書が入っていることがある。宮内省全体のものには秘書課や人事課のものだが、各部署にも「進退録」または「職員録」があり、これには、雇家来、宮家雇職員、侍従武官等、宮内省の正式な職員でない者（侍従職雇の乳母（めのと）など）に関する事項も記載されていることがある。その他、政府高官等に関しては、死亡時の祭葬料の下賜に関する件を含む「恩賜録」に履歴書が記載されている場合がある。

なお、前近代の人物に対する贈位もよく照会される事項だが、基本的に宮内省はかかわっていない。例えば、治承寿永の乱や承久の乱で活躍した山田重忠は大正六年（一九一七）に贈正五位となっている。いわゆる忠臣ということでは皇室関連ではないかと当館に問い合わせがたまにあるが、このような前近代以前の人物の場合は、関係各道府県等から内務省・文部省を経由して叙位申請されており、³⁹宮内省を経由していないため、宮内省に関連の資料が残ることは基本的にはない。また、豊臣秀吉は大正四年（一九一五）に大礼（大正天皇の即位）により、贈正一位となっているが、これも同様に各府県から内務省を通じて内閣総理大臣に叙位が申請されている。⁴⁰この場合も宮内省は経由しておらず、この贈位の手続に関する資料も当館には見当たらない。

また、宮中儀式の沿革については、恒例のものだけではあるが、「現行宮中年中行事調査部報告」がまとまっていて便利である。しかし、これも調査のスタート地点とするべきものであって、引用されている「儀式録」等の原本には、「現行宮中年中行事調査部報告」に記載されていない情報があるこ

ともある。例えば、宮中府中の別を考える上で重要な戦前の政始の次第の変遷は「⁴¹現行宮中年中行事調査部報告」だけではなく、典拠資料である「儀式録」を確認する必要がある。

ほかに、土地の所有調査関連で当館所蔵資料利用の需要がある。現行憲法の規定上は存在しないが、旧憲法下では御料地（私有地）が存在していた。御料地の中でも普通御料地を登記する場合には、宮内大臣名義で行うこととされていた。御料地で不要存とされたものは、或いは下賜され、或いは売り払われ、日本国憲法発効時まで残っていた御料地も国有地になった。しかし、現在も宮内庁の所管する土地ではないが、宮内大臣名義のまま登記されている土地は意外に多くある。このような土地登記の発生原因は様々だが、要するに売り払いや下賜等に伴って土地所有権が移った時に、なすべき登記がされていないことがその原因である。よくあるケースとしては宮内省から御料地の払下げを受け、土地代金を納入しながら、移転登記が行われず、当該土地の相続や売買をする段になって登記の名義が宮内大臣のままなのに気が付き、財務省や法務省に相談があり、そこから宮内庁へ照会があり、当館所蔵資料により売買や登記の調査が行われることがある。また、社寺境内地は社寺上知令（明治四年正月五日付太政官布告）により官有地にされたが、一部は御料地（皇宮地または皇宮附属地）に編入されたものもあった。このような御料地である社寺境内地は、官有地である社寺境内地が払下げになった際に同様に払下げされることになったが、この際にも通常の御料地払下げと同じような登記の問題が起きている。この他登記関係は、単純に法律や制度を知っているだけでは事情の分からない例が記録されていて興味深い。

もちろん、以上のようなよくある類型の調査だけではなく、栃木県日光に

飛び地的なニホンザリガニの生息南限がある理由を、大正大礼の際の祝宴料理の羹（あつもの。スープのこと）と関係があることを論じた研究や、明治天皇御手許書類に含まれる鳥島の噴火写真を使った災害状況に関する発表が行われた例もあり、皇室や歴史の調査研究に留まらない利用や、当館職員が思いもよらぬ切り口の研究がなされることもある。

最後に、当館所蔵文書を論文や書籍に引用したい、或いはテレビ番組で画像を使いたい等の、いわゆる二次利用の申請方法についての問い合わせも多いが、特に手続等は要しない。問い合わせがあった場合には「宮内庁宮内公文書館所蔵」というクレジットを入れるようお願いしているが、強制ではなく、ほかの利用者の便宜を図るためである。なお、図書寮文庫所蔵資料の二次使用については申請が必要なので、この点も当館と図書寮文庫の取り扱いが異なる点である。

四、おわりに

本稿では、所蔵資料の概要を紹介した後、目録情報の見方、実録を使用した資料の探し方、その他よくある質問を解説した。本稿により、当館利用の利便性に資することができたであろうか。

「法」第一条は、「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図

り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。」と定められているのであって、特定歴史公文書等をどのように利用するかも国民に委ねられているのである。本稿がその一助になれば幸いである。

註

- (1) 瀬畑源『公文書をつかう』（青弓社 二〇一一年）。
- (2) 石原秀樹「宮内公文書館について」（『書陵部紀要』第六三号 二〇一一年）、拙稿「宮内公文書館について」（『アーカイブズ』第五二二号 二〇一四年）、辻岡健志「宮内庁宮内公文書館の紹介」（『びぶろす』第七三号 二〇一一年）。
- (3) 美濃部達吉『憲法講話』（有斐閣 一九一八年、復刻 岩波書店 二〇一八年）。
- (4) 宮内省官制（明治十九年宮内省達第一号）（宮内大臣の項）、同（明治二十二年宮内省達第十号）第一条、同（明治四十年皇室令第三号）第一条。なお、明治四十年皇室令第三号の「皇室一切ノ事務ニ付キ輔弼ノ責ニ任ス」との規定に当たる箇所は、明治十九年宮内省達第一号では「皇室ノ事務ヲ總判シ」、明治四十年皇室令第三号では「帝室ニ関スル一切ノ事務ヲ總判シ」という表現になっている。ここでは、とりあえず同一の意味であるものとして論を進める。
- (5) 宮内庁組織令（昭和二十七年政令第三七七号）第八条。
- (6) 前掲宮内庁組織令第二〇条。
- (7) 書陵部事務分掌細則（昭和三十九年宮内庁指令第八号）、公文書等の管理に関する法律第二条第三項第二号の政令で定める施設の名称及び所在地の公示に関する件（平成二十三年宮内庁告示第三号）、公文書等の管理に関する法律施行令第三条第一項の規定に基づき、研究所、博物館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料につい

て同令第四条の規定による適切な管理を行うものを指定する件（平成二十三年内閣府告示第一四号）。

- (8) 「帝諡考」については、田代圭一「宮内庁書陵部蔵『帝諡考』の成立過程」（『書陵部紀要』第六三号 二〇二四年）に詳しい。
- (9) 「千載和歌集抄 御製之部 皇后宮之部 親王之部／明治写」（宮内公文書館所蔵、識別番号七〇五〇一、以下、宮内公文書館所蔵特定歴史公文書等については識別番号のみ記載する。）、「新千載和歌集抄 御製之部 皇后宮並女御之部 親王之部／写」（七〇五〇二）ほか。これらは侍講局で作成されたものである。
- (10) 武部敏夫・中村一紀編『明治の日本』（吉川弘文館 二〇〇〇年）。
- (11) 函架番号B九・三二一。
- (12) 「法」第二条第四項第三号及び第六項参照。
- (13) 総務課や調査課系統の変遷については二ノ宮幹太「大正八年の宮内省官制改正」（『書陵部紀要』第七四号 二〇二二年）参照。
- (14) 堀口修『宮内省の公文書類と図書に関する基礎的研究』（創泉堂出版 二〇一二年）。
- (15) 「例規録大正二年」（二六八九）、「例規録大正六〜七年」（二六九二）。
- (16) 記載が漏れている事項があるほか、一部の部局では「職員録」に人事関係の記事が記載されている場合がある。
- (17) 辻岡健志「内大臣・内大臣府の文書管理」（『平成二十五年度アーカイブズ研修Ⅲ修了研究論文』二〇一三年）。
- (18) 宮内庁の文書管理規定としては宮内庁文書管理規程（昭和四十年宮内庁訓令第九号）、宮内庁文書保存規程（昭和五十一年宮内庁訓令第一号）、宮内庁文書管理規程（平成十三年宮内庁訓令第五号）があげられる。宮内省／宮内庁の文書管理規定の沿革については、二ノ宮幹太「大正・昭和期の宮内省における文書管理——大臣官房を中心として——」（『令和五年度アーカイブズ研修Ⅲ修了研究論文』二〇二四年）で触れられている。
- (19) 堀口前掲書、帝室例規類纂の概要については、相曾貴志「『帝室例規類纂』

の編纂」（『書陵部紀要』第六二号 二〇一一年）。

- (20) 白石烈「宮内省図書寮における明治・大正両時代御手写真の整理（附目録）」（『書陵部紀要』第六九号 二〇一七年）。
- (21) 「陵墓を治定する」場合、宮内庁では、治定はジジヨウではなく、チテイと読みならわされている。
- (22) なお、旧函架番号には、Hで始まるものがあるが、これは実録関係の編纂物や資料等に対して付与していた秘の番号帯を、誤解されないように目録搭載時に秘をHにしたものである。
- (23) ただし、軍とはかわりなく会議や慰労のため宮内省の主管で煙草や酒を下賜していることがあり、その場合は当館所蔵資料に記事がある。また、非軍人の防空従事中の犠牲者への賜品に関する書類や、軍人に対するものであっても、飛行機墜落や船舶の沈没などの事故の犠牲者へのお見舞い、義眼・義肢の下賜などは宮内省／宮内庁が主管の事業であり、これに関する資料は当館に所蔵されている。
- (24) 「公文録昭和二十三〜三十四年」（二二二九四）。
- (25) 「北海道立文書館所蔵資料紹介／公文書 宮内省御料局（帝室林野局）」<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sn/mnj/d/guide/a/a10-goryoukyokuh.html>
- (26) 「公文録一昭和四十九年」（二二三〇三一一）。
- (27) 前掲「公文録昭和二十三〜三十四年」。
- (28) 関東大震災後の文書復元については、毛利拓臣「諸陵寮関係資料の構造と伝来」（展示図録『仁徳天皇陵と近代の堺』宮内公文書館、堺市博物館、関西大学 二〇二四年）、先の大戦後に失われた文書については「公文書掛関係書類」（六六三三四）参照。
- (29) 「令和四年度における公文書等の管理等の状況についての報告」（https://www8.cao.go.jp/chousei/koubun/hokoku/2022/2022_hokokuh.html）によると管理利用件数は国立公文書館等全一六館で七二五五件だが、当館は三六三〇件で全体の約五〇パーセントを占める。

- (30) 官報は、国立国会図書館デジタルコレクション (<https://dl.ndl.go.jp/collections/A00015?pageNum=0>) (明治十六年七月二日から昭和二十七年四月三十日まで)、国立印刷局官報情報検索サービス (<https://search.npb.go.jp/kanpou/auth/login/LoginStartUpForm>) (昭和二十二年五月三日以降)、国会議事録は国会会議録検索システム (<https://kokka.ndl.go.jp/#/>) で検索可能。
- (31) 「昭和天皇実録」特別閲覧「(行政文書)。同文書は平成二十六年の「昭和天皇実録」特別閲覧の際に閲覧者に配布されたものである。
- (32) 真辺美佐「明治天皇紀」の読み方指南」『歴史読本』八八二号 二〇一二年。
- (33) 野村玄「安定的な皇位継承と南北朝正閏問題・明治天皇による「御歴代ニ関スル件」の「聖裁」とその歴史的影響」『大阪大学大学院文学研究科紀要』五九号 二〇一二年。
- (34) 「巡幸日誌」(国立公文書館所蔵・請求番号ヨ二八八一〇二一〇)。
- (35) 名称が似ている「大正天皇実録稿本」は校正段階の実録本文で、別内容である。
- (36) 「貞明皇后実録関係1実録編修録昭和三〇年」(二七六一三)、「貞明皇后実録編修録、貞明皇后実録史料目録、貞明皇后実録関係3要談話聴取者名簿、昭憲皇太后実録関係、(昭憲皇太后)実録関係照会綴」(二七六一五)。
- (37) 新城道彦『朝鮮王公族』(中央公論新社 二〇一五年)。
- (38) ブリュノ・ガラン、大沼太兵衛(翻訳)『アーカイヴズ』(二〇二二年 白水社)。
- (39) 「故 山田重忠(内務省経由・愛知県)」(国立公文書館所蔵・請求番号贈位〇〇〇〇八一〇〇)、「贈位之儀内申(内務省経由・埼玉県)」(国立公文書館所蔵・請求番号贈位〇〇〇三一一〇〇)ほか。
- (40) 「故従一位 豊臣秀吉(内務省経由・京都府)」(国立公文書館所蔵・請求番号贈位〇〇〇〇五一〇〇)、「故従一位豊臣秀吉贈位ノ件」(国立公文書館所蔵・請求番号叙〇〇四七五一〇〇)ほか。
- (41) 政始と宮中府中の別の関係については、吉田ますみ「近代における政始について」(『東京大学日本史学研究室紀要』二二号 二〇一八年)が触れている。
- (42) 川井唯史・大高明史「日光市で発見されたニホンザリガニ個体群の由来、および大正時代に北海道から本州に持込まれた個体に関する宮内庁公文書等に基づく情報」(『弘前大学教育学部紀要』一〇一号 二〇〇九年)。
- (43) 伊藤順一「宮内庁宮内公文書館が保管する伊豆鳥島一九〇二(明治三十五年噴火写真)」(『日本火山学会講演予稿集二〇一一年』二〇一一年)。